

1 「改定の視点」設定

「改定に向けて考慮すべき主要な課題」を踏まえ、現行マスタープランを評価し、改定に当たり重視すべき「改定の視点」を設定します。

項目	改定に向けて考慮すべき主要な課題	現行マスタープランの評価	改定の視点
人口構造・都市構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 少子高齢化・人口減少下における計画的な市街地の形成</li> <li>● 県都にふさわしい中心市街地の再構築</li> <li>● 地区拠点の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少子高齢化の進展や人口減少社会を迎えるなか、大分市立地適正化計画に基づき、<u>将来にわたって持続可能な『多極ネットワーク型集約都市』の実現に向けた取組</u>が必要である。</li> <li>○ 都心拠点では、<u>県都・中核市にふさわしい広域的な役割、中枢機能を強化するとともに、一極集中のまちづくりではなく、各地区拠点を中心とした生活圏の利便性確保</u>に向けた取組の推進が必要である。</li> </ul>	<p><b>① 多極ネットワーク型集約都市への転換</b></p> <p>人口減少社会へと転じ、公共投資余力の減少が懸念されるなか、<u>効率的かつ健全な都市の発展</u>に資するよう、<u>各拠点に集積する都市機能を維持・強化し、それらをネットワーク化することで、市域全体の暮らしやすさや活力の維持・増進</u>を図る『多極ネットワーク型集約都市』の形成を図ることが重要。</p>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街地の無秩序な拡散抑制と自然・田園環境の保全</li> <li>● 既存集落などの地域コミュニティの活力維持</li> <li>● 「都市のスポンジ化」の抑制</li> <li>● 企業立地の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、区域区分により無秩序な市街地拡散・拡大を抑制するとともに、<u>地域特性に応じた計画的な土地利用を進める必要がある</u>。</li> <li>○ 各拠点においては、土地の高度利用や低・未利用地の有効活用により、「<u>都市のスポンジ化</u>」の抑制に向けた取組が必要である。</li> <li>○ 市街化調整区域などの<u>既存集落</u>では、<u>人口減少や少子高齢化に伴う地域コミュニティの活力低下</u>に対応する取組が必要である。<u>企業ニーズを考慮した立地環境の整備など、新たな企業立地の推進、雇用の創出などを都市計画の観点から支える取組</u>が求められる。</li> </ul>	<p><b>② しごととにぎわいの創出に寄与する都市計画の明確化</b></p> <p><u>地域の発展を支える各種産業機能の強化及び雇用の場の創出</u>に向けて、<u>新たな企業立地の推進</u>、<u>商店街などの活性化</u>、<u>農林水産業の振興</u>などを都市計画の観点から支えることが重要。また、都市間交流・国際交流の促進、災害時の多重性・代替性の確保のために、<u>広域交通ネットワーク・交通結節機能の強化</u>を図ることが重要。</p>
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 魅力あふれる拠点の整備</li> <li>● 密集市街地や狭あい道路地区における市街地改善</li> <li>● 空き家・空き地の適正な管理や利活用</li> <li>● 郊外住宅団地における良好な居住環境形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都心拠点や各地区拠点における都市機能の集積を促進し、<u>活性化を図るため、都市基盤の整備など、計画的な市街地整備を推進</u>することが引き続き必要である。</li> <li>○ 密集市街地の環境改善や狭あい道路の解消、増加が見込まれる空き家・空き地などへの対応等、それぞれの地区特性に応じた、<u>安全・安心・快適な居住環境への改善・整備</u>が引き続き必要である。</li> </ul>	<p><b>③ 多様なライフスタイルに対応した居住環境の形成</b></p> <p>少子高齢化が進展し、人々のライフスタイルや価値観が多様化するなか、可能な限り住み慣れた地域で<u>暮らし続けられるよう</u>、日常生活やコミュニティを支援する機能の強化、<u>持続可能な公共交通ネットワークの構築</u>、<u>バリアフリー・快適性などの都市環境の改善・向上</u>を図ることが重要。</p>
交通施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域連携・地域間連携を促進する道路網整備</li> <li>● だれもが快適に移動できる持続可能な公共交通ネットワークの構築</li> <li>● 交通結節機能の強化</li> <li>● 自転車利用の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 『多極ネットワーク型集約都市』に向けて、<u>各拠点間のアクセス性強化や新交通システム導入</u>などによる交通円滑化への取組が必要である。</li> <li>○ <u>地域間連携や災害時の多重性・代替性を考慮した広域交通ネットワークの強化</u>が必要である。</li> <li>○ <u>だれもが快適に移動できる持続可能な公共交通ネットワークの構築</u>を図るとともに、<u>自家用車や自動二輪車、自転車などの私的交通との最適な組み合わせにより、まちづくりを支える交通体系の確立</u>を図る必要がある。</li> </ul>	<p><b>④ 大分らしい魅力と個性の伸長</b></p> <p>情報ネットワークの飛躍的な発展により、都市の魅力や個性を世界にアピールすることが求められていることから、<u>地域ごとの多様なまちづくりニーズを考慮しつつ、都市デザインや歴史・文化資源、自然環境などの魅力をさらに磨いていく</u>ことが重要。</p>
自然的環境の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊かな自然環境の保全・再生・創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豊かな自然環境と共生し、次世代に継承していくため、<u>自然環境の保全・再生・創出に向けた取組</u>が引き続き必要である。</li> </ul>	<p><b>⑤ 強靱な地域づくりに向けた防災対策の充実</b></p> <p>想定を超える大規模災害などに備えるため、<u>ハード・ソフト対策の両面からの防災・減災の取組促進</u>や<u>迅速な復旧・復興</u>等に資する安全で安心な都市づくりを進めていくことが重要。</p>
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市のシンボルとなる景観の形成</li> <li>● 地域特性を生かした景観形成</li> <li>● 自然、農村・漁村景観の保全</li> <li>● 歴史資源の保全・活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>地域ごとの多様なまちづくりニーズを考慮しつつ、大分らしさを感じる歴史・文化資源などを保全・活用</u>を図るとともに、<u>地域特性を生かした景観の保全・形成</u>に向けた取組が引き続き必要である。</li> </ul>	
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街地などの防災性向上・安全性確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近年多発する大規模自然災害などの発生に備え、<u>防災機能の向上</u>などを図る必要がある。</li> </ul>	

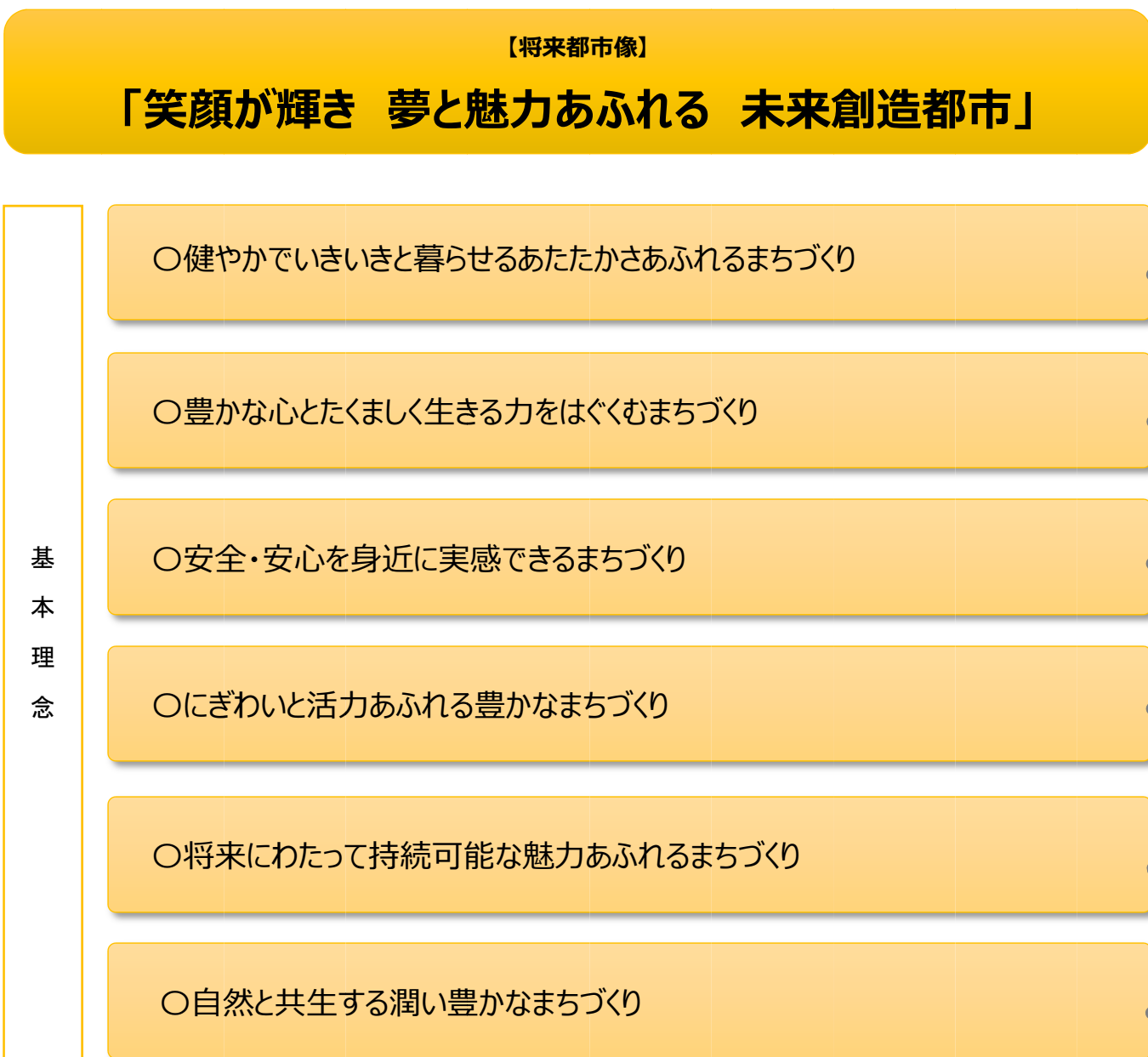
## 2-1 都市づくりの基本理念

本市は、新産業都市の建設を基軸に一層の発展を遂げ、県都として、確たる地位を占めています。近年では、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、地球規模での環境問題の深刻化、自然災害の多発などに伴う様々な社会情勢の変化がみられます。

このような中、「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン 2024」(平成 28 年 6 月)が策定され、本市のまちづくりの基本方針が示されました。

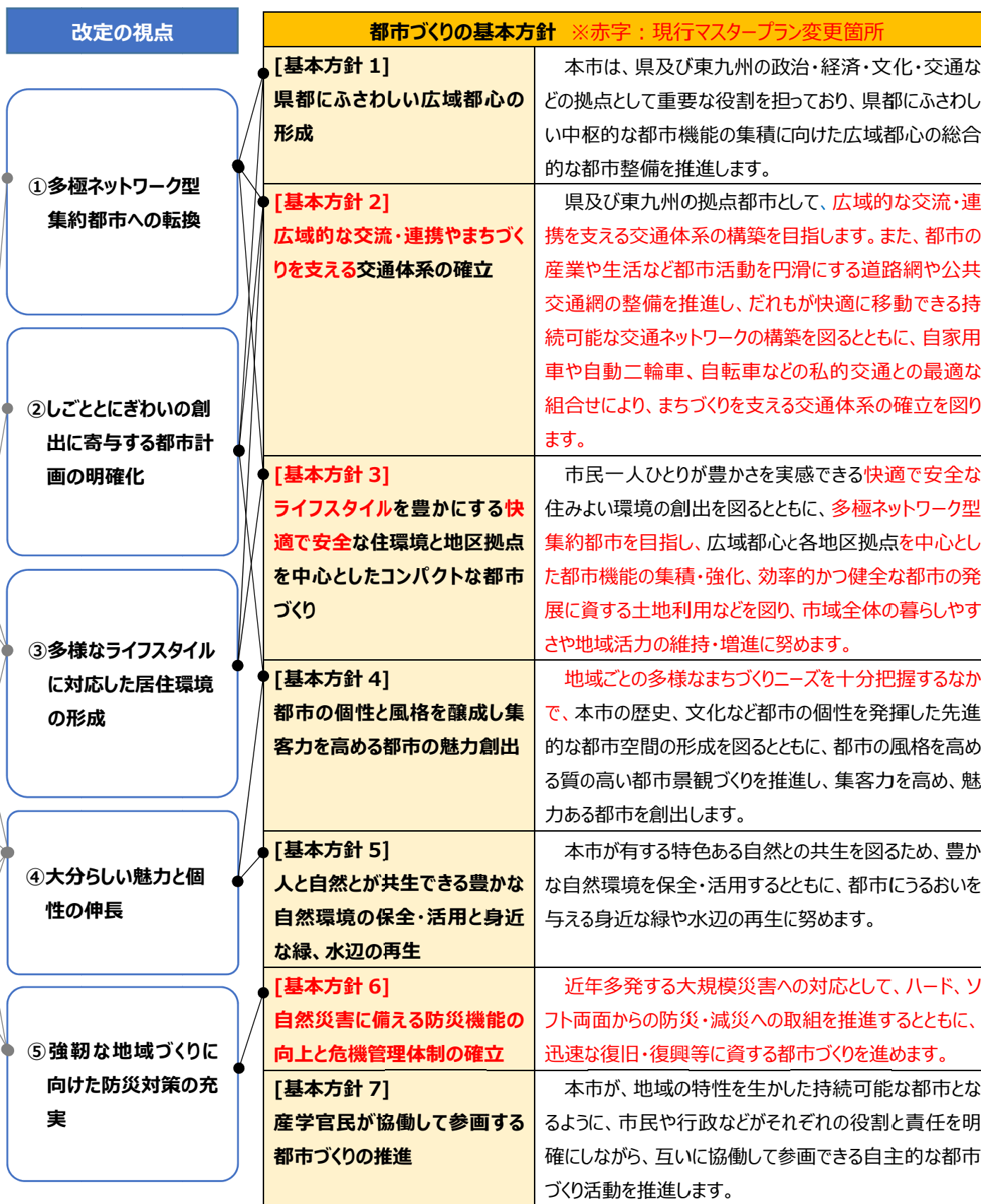
そこで、大分市都市計画マスタープランの将来都市像を、上位計画である大分市総合計画が掲げる都市像に合わせ、「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」と設定します。

また、大分市総合計画 おおいた創造ビジョン 2024 で定めた 6 つの基本的な政策を基本理念とします。



## 2-2 都市づくりの基本方針

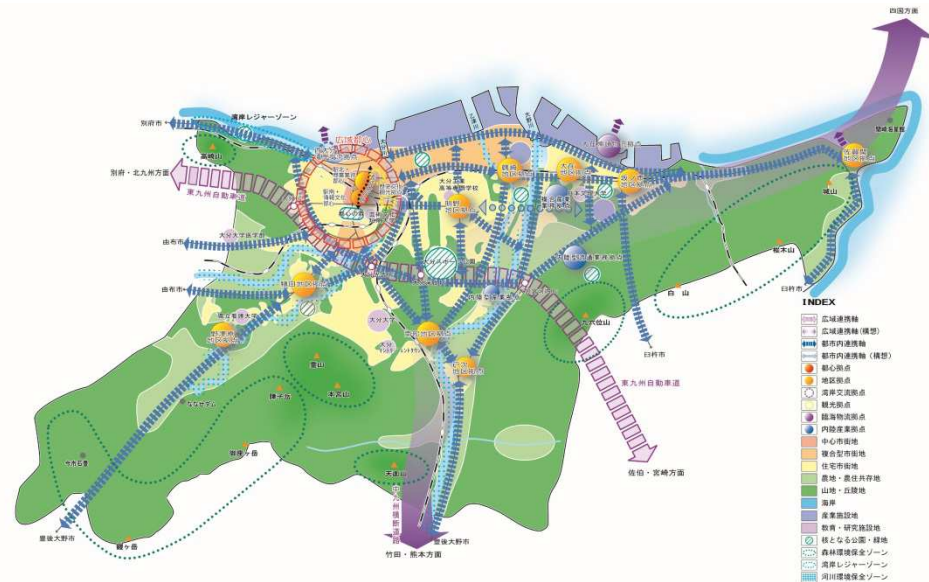
本市を取り巻く社会情勢の変化や上位関連計画改定など、改定に向けて考慮すべき主要な課題の抽出作業などを踏まえ設定した「改定の視点」をもとに、都市づくりの基本方針を設定します。



都市づくりの目標の改定骨子

- 東九州都市連携軸に関して、東九州新幹線の整備実現に向けた取組についての記述を追加。( P 9)
- 四国方面都市連携軸に関して、豊予海峡ルートについての記述を追加。( P 9)
- 「将来都市構造図」、「広域都心構造図」に関して、関連計画などと整合する形で表記を修正。( P 16,17)

将来都市構造図



広域都心構造図



全体構想の改定骨子

土地利用の整備方針

- 大分市立地適正化計画を踏まえ、拠点における都市機能の維持・誘導及び土地の高度利用について記述を強化。また、居住推奨区域について記述を追加。( P 20 他)
- 市街化調整区域における土地利用について市街化区域への編入や土地利用規制緩和を検討する地域として以下を設定。( P 21,22)
  - ⇒「都市機能誘導区域」と隣接する地域であり、かつ、幹線道路沿道で計画的な市街化が見込まれる地域
  - ⇒独立大規模既存集落であって、市街化区域における建築物の連たんの状況と同程度にある地域
  - ⇒企業ニーズなどを考慮した土地利用の在り方について検討が必要な地域
- 市街化区域内の低・未利用地の土地利用の方針については、個々の土地の状況を踏まえた適切な判断のもと、計画的な土地利用を図る旨を記述。( 22 街区・54 街区など大規模公有地、都市的土地利用が進行していない地区、都市のスポンジ化など) (P20,25,27)

交通施設の整備方針

- 広域交通ネットワークに関して、豊予海峡ルートや中九州横断道路、東九州新幹線の整備促進に向けた記述を追加。( P 30,31,34)
- 大分都市圏総合都市交通計画、都市計画区域マスタープランとの整合を図り、道路整備の対象路線を再整理。(P31,32)
- まちづくりを支える交通ネットワークの構築について記述を強化。(P29~36)
  - ⇒公共交通ネットワークの構築による拠点間や拠点と周辺地域における円滑な移動の実現に向けた記述を強化。(P33,34)
  - ⇒JR 大分駅東側での交通結節機能の強化について記述を追加。( P 34)
  - ⇒鉄道各駅の交通結節機能に向け、公共交通と私的交通との円滑な乗継環境の整備について記述を追加。( P 34)
  - ⇒自動運転やバス高速輸送システム (BRT) といった新しい交通システムなどの必要性の検討について記述を追加。( P 34)
  - ⇒駐車場施策について、駐車場配置適正化区域の設定や附置義務駐車台数の見直し、観光バス・マイクロバスの乗降場などに関する記述を追加。( P 34)
  - ⇒公共交通施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化促進による高齢者、障害のある方や訪日外国人旅行者などの利便性・安全性向上に向け記述強化。( P 34)
- 自転車利用環境の整備方針について記述を追加。( P 35)
- モビリティマネジメント (MM) の実施について記述を追加。( P 35)
- 海上交通によるアクセスの可能性検討について記述を追加。( P 35)

市街地整備の方針

- JR 大分駅周辺などにおける市街地再開発事業や地区計画制度などの活用による建物の共同化や高度利用について記述を追加。
- JR 鶴崎駅、中判田駅、滝尾駅、西大分駅周辺における、交通結節機能の強化及び計画的な市街地整備の方針検討について記述を追加。
- 拠点地区内における都市のスポンジ化対策について記述を追加。
- 立地適正化計画による宅地開発の適正な誘導について記述を追加。
- 郊外型住宅団地などの地区特性を生かしたまちづくりについて記述を追加。(以上、 P 38)

環境保全・整備の方針

- 大分市緑の基本計画を踏まえ、緑の有効活用やエコロジカルネットワークの形成、公園などの総合的な配置について記述を強化。( P 40~44)
- 地区の核となる公園・緑地について位置づけを再整理。( P 16,43)
- 市民農園や体験農園などの開設支援などについて記述を追加。( P 43)
- 公園の有効活用について、民間活力の導入に関する記述を追加。( P 43)
- 自然的環境に限らず「都市環境」について本章で再整理。(章立ての変更)

景観保全・形成の方針

- 大分市景観計画 (改定) を踏まえ、重点地区・重要地区における景観形成・保全の推進、景観形成を促進するシステム (景観計画の提案制度などの活用)、街路樹の整備・維持管理について記述を強化。( P 47~49)
- 大分市歴史的風致維持向上計画を踏まえ、歴史的建造物や地域の伝統文化と一体となったまちなみの保全・形成に向けた記述を追加。( P 48)

都市防災の方針

- 大分市地域防災計画、大分市水防計画、大分市国土強靱化計画を踏まえ、多重性・代替性のある緊急輸送道路の整備推進、道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の向上などについて記述を強化。( P 50~52)
- 復興事前準備等の取組について記述を追加。( P 52)

その他都市施設等の整備方針

- 公共下水道全体計画区域の見直しや他の排水処理施設事業との連携強化など、汚水処理施設整備構想の推進について記述を追加。( P 53)
- 新たな一般廃棄物処理施設「新環境センター」の整備について記述を追加。(P54)